

第4回佐賀市自治基本条例検証委員会 議事概要

【開催日時】平成29年1月23日（月） 午前10時00分～午前11時40分

【開催場所】佐賀商工ビル 7階 共用大会議室（佐賀市白山二丁目1番12号）

【出席者】

（委員）50音順、敬称略

荒牧軍治、井上亜紀、小城原直、香月道生、高原陽子、田中咲千子、徳永浩

（事務局）

眞崎市民生活部長、鶴協働推進課長、北御門副課長、無津呂主査、酒井主査、井本主査、堀主事

【欠席者】（委員）下村律子

【公開又は非公開の別】公開

【傍聴者】なし（別途報道関係者1名）

【議事概要】

1 開会

（委員長あいさつ）

ここが多分山場になってくると思う。1条ずつ審議することになるかもしれないので、錯綜しないようにさばいていきたい。

2 第4回審議事項

（1）第3回委員会の振り返りについて 資料1 3ページ～

前回の検証委員会で第23条地域コミュニティ活動と第25条子どもへのまなざしの運用状況に関する意見と条文改正に関する意見について主なコメント等を抽出して説明。

（委員長）

説明があったところで、13ページをご覧いただきたい。子どもへのまなざしの条文改正に関する意見については「努めるものとする」という、もっと強い表現にという意見があり、事務局からは「まなざし条例」が、いわば宣言文としての条例のため、義務までは課しておらず、そことの整合性をとっているという意見が出ていた。

法律的なことに踏み込むと、大変になるということもあるので、ここは、このままで、むしろ運用のほうで実際的にやってきたことと、それに対する評価ということになるかと思う。今回はこのままでしばらくいくということではいかがか。

[全員異議なし]

それでは、13ページの第25条が継続審議となっているところは、変更なしにしておきたいと思う。

まとめの認識としては、地域コミュニティ活動というのは、大枠制度的にはまちづくり協議会ということを中心にして活動していく。ただし、もう既にまちづくり協議会の

精神に近いようなことが市の中心部ではずっと行われていたということなので、まちづくり協議会だけにこだわらず、それと類似のまちにあるそれぞれの自治組織、婦人会や、子ども会、PTA、自治会を横につなぐ方法については、地域で必ずしも一律ではないのを承知した上で、まちづくり協議会はどういうふうに行行政と協働していくか、また何回も見直しながらやっていくということの説明があったと理解している。

この地域コミュニティ活動の文章をどうするかについては、まだ幾つか課題が残っていると思うが、運用のことについてはよろしいか。それぞれ少しずつニュアンスが違うと思うが、今のような議論をしてきたということで、差し当たりとめておきたい。

(2) 条例の運用状況について(第23条、第25条を除く)

資料1 13ページ～17ページ

(委員長)

前回第23条と第25条の運用状況を議論したので、それ以外の運用について議論したい。事業者の役割及び責務についての意見の趣旨を二人の委員から説明いただきたい。

(副委員長)

事業所というのがなかなか見えてこない。大手のところは、話をすれば共鳴されるが、全体的にはまだ足りていないので、広報することによって意識が変わっていくと思う。河川清掃でも、呼びかければ来てくれるが、呼びかけないままだと終わりなので、やはり広報し、企業に行って話しをすることが一番大事と思っている。

企業が引くのではなくて、私たちのほうからの問かけがまだ行き届いていないというのを実感している。

(B委員)

CSR活動というのが一般的に言われるようになり、中小企業もやっていかなければならないというのは大分理解が進んでいると思う。ただ、実際問題として、人手不足とか、あるいは時間管理が厳しくなり、少しやるとブラックだとか言われる。そうすると、企業としては、ある程度利益につながるような部分だけ協力するという、ずるい考えの人もある。だから、企業そのものが地域の中に根差していかないと、企業も社会の一員であり、果たせる役割はあるという考えをずっと浸透させていかないと、どうしても企業は内にこもってしまい、利益に走ってしまうので、意識づけをずっとやっていかなければならないと思う。その運用は行政のほうからどうするのかというのはなかなか難しいかもしれないので、やはり民間レベルで商工会議所とかがやっていかなければいけないのかなという気はする。

(委員長)

事業者の二人が最初から一番厳しかった。検討会議の頃から最初に「努めろ」と書こうかと言われていた。私は佐賀大学で土木工学という地域性の高いことをやっていたので、1回そういう議論をしたときに、佐賀大学は出てないと、佐大で役に立つ先生は少

ないと言われた。私は辞めてからこういう仕事が多くなったが、意外と佐賀大学の先生は話せない。専門外の地域のこととかは自分の専門分野と結びつかないことがたくさんある気がする。だから、こういう地域とつながるといふ感覚は薄いのかもしれない。例えばごみ掃除など、そういうところから少しまちづくりにも出ていかなければならないといふのはずっと感じていた。今話されたようなことが少しずつでも広がればと思う。

(事務局)

この間、企業に対し行政としては、平成25年度、26年度に事業所を結構回り、この条例のことを伝えてきている。27年度からは、交流連携事業で企業を含む多様な主体の活動事例の発表や交流の場を設けている。例えば企業と行政、企業と市民活動団体などの協働によって自分たちだけでは解決できないような地域課題を解決するためのきっかけとなるような出会いの場を意図的につくることで、実際に条例の理念を発信するとともに、企業が動けるような環境づくりも進めている。

(副委員長)

こうやって、これだけの企業に案内をきちっとされている。これを、地域のまちづくり協議会に教えてあげて欲しい。どこにきちり話して、こういう広報を送っているかが分かれば、企業へも話しに行きやすい。企業としては、書類だけ来ても、先ほど話があったように、ずるい考えのところはやらない。積極的にやりたいなというところだけしか出てこないの、掘り起こすためには、やはり教えてもらえば、私たちが行きやすい。それをぜひお願いしたい。

(事務局)

確かに、片方からだけではなく、いろいろな方面から働きかけるのも必要だと思う。

(委員長)

ついでに、建設業協会にも行って欲しい。道具と体力を持っているので。

私たちは森林公園のところで池干しをやったときに建設会社に、ポンプを持ってきて水を抜いて欲しいという話を頼みに行った。専門知識と道具を持っているので。県の予算を使ってしようとするとうと1年かかる。だからその場で水を抜いてと頼んだ。そういうところは結構パワーを持っているから、何かのときに手伝ってくれば非常にありがたい。建設業者にそういうお願いをしてあると言ってもらえば、そのうち身近なところに頼みに行くかもしれない。

(B委員)

逆に、企業のずるいところを利用して、協力してもらったことをきちんと広報してもらおうと、自分のところもやろうとか、この程度で名前載せてもらえるのだとかいふのもいいと思う。

(E委員)

協働でやりたいとか、協力、参加したいという気持ちがあるところが増えてきたと思う。でも何からやればいいのかでいつも戸惑うので、初期段階では、例えばこういう活

動があるという、協働のカタログみたいなものがあれば、ありがたいと思う。

(委員長)

おっしゃるとおり。これ手伝いに来てという登録制度をつくってくれば私は登録する。

(事務局)

まず私たちも、企業と市民活動、それから行政と企業、まち協と企業の協働のやり方というのが、まだ手探り状態で、なかなか事例が集まっていない状況である。その事例集めも兼ねて、異業種の集まりをやっており、その中で一緒に取り組まれているような事例を集めたい。今はカタログ集めの段階で、こういうものの成果として何らかを提供できるように体制を整えていきたいと思う。

(委員長)

次の第13条に移りたい。広報の話は、いつも問題になってくる。説明をお願いしたい。

(事務局)

論点は、せっかくよい条例ができて、パソコン等を使えない人もいるので、広く市民へ発信するためには様々な手法を活用しなければきちんと伝わっていかないということであった。

パソコン等を使われない人への周知の方法として、事務局としては、今まで出前講座とかパンフレットの配付、それから市報への記事掲載などを行ってきている。より多くの市民に条例を知っていただくためにどのような手法がより効果的なのか、委員の皆様の御意見も参考にしながら検討していきたいと考えている。

(委員長)

これは真つ当な御意見というか、そのとおりの感じだ。私はまちづくり協議会の顧問をやっているが、ホームページの「つながるさがし」。ものすごくできがよくて、いろんな校区の情報が載っており、量も膨大で参考になるのだが、先ほどのような意見が出るので、情報量は少ないが、各地で白黒の情報紙を全戸配布している。これを配布するため皆さん気合入れてやっておられ、記者は全部の行事に出られている。編集する人は大変だなと思いつつも、やはり今の時代でもきちんと紙ベースの情報が必要だというのを感じる。ぜひいろんなところで工夫していただければと思う。

では、次に第19条の意見等の取扱いというのは非常に重要なことだが、説明をお願いしてよろしいか。

(D委員)

私はサークル活動をしており、女性が勉強会できるような場を設けているが、いろいろな意見が出る。例えば、戦争に行かれた父をお持ちの御年配の方が、市役所に手続きに行ったら、父親を連れてくるよう言われたが、父親は少し足が不自由で連れて来られない。パートを休んで来ているのに、また行かなければならない、こういうのをどこに話していいのかわからないとか、サークル活動をしていて、公民館を借りるルールが少

し変更されたため、利用者の会議があった。そのときに、忙しい中、若い方が仕事を休んで会議に出席していて、そこで感じたことがあったので意見を出した。そうしたら、担当者が意見としてきちんと承ったことを話されたが、その答えがどのように私たちのもとに戻ってくるのか、その後どうなったのかわからないので、市民として知りたい。

あと、周りの方に聞いた意見を述べたが、ちょっと忙しかったのか、対応してもらえなかったこともあったので、どこにどういうふうに意見を発信していいのか。それから、どういうふうに答えが返ってくるのか。市民としても、やはり市政のイメージがあると思うので、気持ちよく対応してもらったという印象がもてればというのを感じている。

(事務局)

委員から2つの事例を話されたのは、個別対応を求められたケースになるので、その場合は、やはり担当した職員、そこから流れの中で対応した経緯をきちんと市民の皆様伝えていくのが当然で、市民が声を上げて、それに返事をもらいたいとか、実際その声を市政に反映させたいという意図がある場合は、皆様の手元に配った提言書で声を届けてもらおうと、希望があればホームページに返した内容まで掲載される。佐賀市に提言する方法は、紙媒体の葉書なり、それから提言箱の横に紙の様式があるので、これを投函いただくもよし、あるいはファクスで送っていただいてもよい。回答が必要か否かという欄と、ホームページ等への掲載の可否も尋ねている。

スクリーンにこれまでの提言の具体的なものを映し出している。ここで詳しい質問の内容と佐賀市がどのように答えたのかをご覧ください。自分が市に提言したい内容と同じものがあればこちらで中身を確認していただく。もしなければ、ぜひこの提言箱を御利用いただければと思っている。

市政への提言の実績は、平成26年度は全体で430件、うち電子提言は212件。430件のうちホームページでの公開希望が129件だった。また、平成27年度は436件の提言があっている。だから、D委員が先ほど発言されたような、きっと多くの方が疑問に思われているようなことがあれば、ぜひこの提言箱を御利用いただければと思う。そうすれば、ホームページにアップされて、いつでも市民にご覧いただける。

(D委員)

私も長く佐賀市に住んでいるが、このような紙を見たのは初めてだった。

こういうものがあることを教えてもらおうと、本当にありがたい。いろんな意見だけでなく、こういう対応をしてもらってよかったという意見もあると思う。私は市役所に来ていつも親切にさせていただくので、本当にありがたいと思うが、こういう媒体もPRして欲しい。

(事務局)

ちなみに、市報とかホームページで広報をしており、設置場所が本庁や各支所、図書館だが、ここに置いてもらえればとか、こんな媒体で発信してもらえればとかがあれば、秘書課に伝えていくので、逆に教えていただきたい。

(事務局)

今配布した資料の1ページに提言箱の利用方法が書いてあり、2ページにその他の提言方法、提言箱に投函する方法も書いてある。設置場所は、市役所の本庁と7支所、全ての公民館と市の主だった施設に全部、提言箱とその隣に用紙も一緒に置いており、提言内容を書いてその場で投函していただくか郵送も可能。あと、メール、ファクスでも受け付けているが、これだけ情報があふれていると、何の情報が市民に一番届きやすいのかを選択するのもなかなか難しいものがある。長年住んである方でも、提言箱の存在、こういう形で運用しているというのを御存知ないというか、制度が行き届いていないという状況を私たちもこの検証委員会で改めて認識した。この制度を担当している秘書課広聴係にも、このことを必ず伝えようと思っている。

(C委員)

私も、商工ビルの7階にも提言箱があるのを今日知ったが、例えば、私がいた地元の新聞社にも投書欄のようなものがあり、100%載せられないくらい御意見が来るが、図書館や市営バスでこういうことがあったとかいう話が多い。例えば、スーパーにも御意見がよく張ってあったりするが、図書館の投書箱みたいなのがあったり、一般市民からすると図書館のことは図書館に、運動センターのグラウンドの話は、やはり運動センターに投書しなければいけないと思ってしまうので、せっかく市としても個人対応をされているので、例えばよくある質問などある程度まとまって、こういう御意見があったというのがあれば、もちろん新聞もだが、市政記者に言ってもらえば、どこに対してこういう意見が寄せられたという欄は紙面にすぐにつくることができる。同じような内容が新聞の投書欄に来るが、やはり新聞読者は高齢層が多いので、多分こことは違う方だとは思ふ。だから、そこがリンクできたらいいと思うし、私たちは投書載せることまで、あとは誰に動いてもらうかがマスコミにない部分でもある。よければマスコミ媒体もいろいろ使っていただければと思う。また例えば全戸配布のフリーペーパーも正直記事は足りていないので、ある程度まとまれば私たちも欄があれば、発信することができるので、それも佐賀市のプレスリリースで出していただければ、多分記者も、どこの新聞社やテレビ局も喜ぶので、よかったら活用していただきたいと思う。

(事務局)

プレスリリースしても大丈夫なものはぜひ活用をさせていただきたいと思う。

それと、やはり丁寧に相手と対面して返事をしていかないといけないとか、提言箱のように行政側の答えまで必要なものに関しては、きちんと丁寧に対応をしていきたいと思っている。

ちなみに、似たようなジャンルにどのような質問が来ているかを見たいときは、分類別で検索をしていただくと、全部まとめてごらんいただけるようにはなっている。

(A委員)

私も一緒だが、図書館のことはやはり図書館に投書するというのが一般的で、そうい

う人は図書館で答えを見たいのではないかという気がする。投書の横に回答が書いてあるような。うちの子は小学生だがそれが大好きで、スーパーに行くたびに一生懸命見ている。それを見て、共感したり、こういうことをほかの人も思っていたのかが非常に伝わっていったりするし、回答が置いてあることで、ここに提言箱があるという宣伝にもなると思う。

もちろん、個人情報の問題や、いろんなトラブルも関わってくるので、全てを掲示するのは難しいと思うが、少なくとも紙で出してある方には、やはりホームページではなく、掲示可能かも聞いた上で、提言箱の近くに回答とあわせて一定期間載せていただくと、本人に答えているだけではなくて、ほかの市民も、こういう意見があって、市はこう答えていることを見られるので、作業は非常に大変になると思うが、一番の宣伝にもなるのではないかという気がする。

(事務局)

少なくとも、紙の提言に関しては、きちんと手紙とか、同じ媒体で返事をしている。ただ、図書館で出た御意見だったら図書館に掲示をしたほうがいいのではないかとこのところだが、部署によってそういう市民のニーズに応えている部署あるかもしれないので、そのあたりまた後で回答したい。

(E委員)

提言箱の広報の仕方の難しさを、さきほど話されたが、例えば、待ち時間があるときは、何かしら活字が読みたくなるのが習性なので、佐賀市のイベントとか、佐賀市文化会館のコンサートとかは同類パンフレットしか普通ないので、こういったものが入ってもいいのではないかとこのことと、自治会長がまずこれを知っておいてもらうというのがとても重要だと思っている。自治会長のところに提言や苦情が結構来る。この制度を自治会長に知ってもらっていて、自治会長が住民から言われたときに、こういう制度があるとその人に勧められたらいいと思うし、相談になれば行政相談員とかになるだろうが、提言箱は、とにかく待ち時間があるときの配付と、自治会長さんが集まるときに説明をされたらとても有効かと思う。

(副委員長)

私も、本庁の入り口のところに提言箱があるのは知っているが、公民館にほとんど月の半分ぐらい行っているが、これが公民館にあるのを知らなかった。私ども自治会長も、半分は1年で交替とかがどんどんふえていっている。それで、替わった4月にこういうのを自治会長に示していただければと思う。

公民館でも、ただ置いているだけでなく、公民館の主事が、何か皆さんの御意見があったらこういうものがあるということを、一言言ってもらえばわかる。そういうことで、どんどん広がっていくと思う。ただ置いていて、ホームページを見てくれでは、なかなか広がらない。私もホームページはほとんど見ないが、パソコンを頻繁に使っている人でもそれを見ない人が結構いると思うので、あらゆる方法でやっていけば、あまり手を

かけないでできる方法をやっていたらと思う。

(委員長)

まず、ベースとして提言が来たときに、どこかで公開されているということが重要だから、ホームページの威力は非常に重要だということは認識するが、その現場近くにあることの迫力は、多分、担当者の側に一つの動機づけを与えると思うので、それはすごく大事なことだという感じがする。だから、公民館に来た話を、市のほうに直接出すだけではなくて、公民館に伝わっていくということはすごく重要なことだと思う。公民館で出た意見というのは、いろいろなところで共有されるだろうと思うから、そういう伝わり方もあっていいと思う。

今、改築する公民館の設計図を書いているところで、そこにワンポジション、意見や答えを載せるところを置いてみたい感じはする。そういう掲示板があるというのは、すごくありがたいと思う。

(事務局)

今日は図書館が休館日で分からないが、もしかしたら掲示をしているかもしれない。そういう意見は届けて、より住民に沿う行政ができるように心がけていきたいと思う。

(委員長)

昔、某大学生協にしゃれた店長がいて、人生相談までやっていたとか。そんなセンスのいい人がいるということは非常に重要で、手書きの文字がすごくつながるなというのを実感した。私は書店に行ったらポップしか読まない。ポップを見ながら本を探しているという感じがするから、そういうのもつながるという点ではぜひお願いをしたい。

よろしければ、次の話題に移りたいと思う。全体としての意見として、広報のあり方について出ているが、そこについて、発言をお願いしたい。

(副委員長)

広報は、1回やれば終わりではなくて、しつこくやっていかないと浸透していかない。だから、あまり手をかけないでうまく広報できる方法、どの団体を使ってどうやればいいのかとか。例えば今いろいろな、サロンとか老人会と両方離れてできているので、そこに広報するとか、あらゆる団体に機会を使ってやっていけばと。市報に載せただけでなく、そういうふうな形で小まめにやっていけば広がっていくのかなと思う。

(委員長)

今まで運用のことでずっと議論してきたが、条例全般として、特に知ってもらいたいことがいかに大事かをずっと言われてきたと思う。だから、これから先も具体的にこの自治基本条例に則って、佐賀市が一体どういう施策を繰り広げてきたかがわかるような形で伝えられるといいという気がする。私たちも、あちらこちらに話に行っている。特にE委員が一番若いので、ずっと語り続けなければいけないのだろうなという感じがする。この人に、佐賀市がこういう条例をつくって、みんなで協働のまちをつくっていくという趣旨というか、意思みたいなものを単に文章だけではなくて、個人として

語るような。そのうち、佐賀市から自治基本条例の大使かに任命してほしい。それで、これはあなたの仕事とか、走り回らせるのも一つの手なのだろうと思う。具体的に人間が話し始めるとすごく違ってくると思うので、ぜひそういう大使に任命するような制度もつくって、広報を広げていただければいいかなという感じがする。

それでは、運用のことについては特に結論を出す必要はないと思うので、私たちに課せられた一番重要な任務である、条例改正の可否をやっていききたいと思う。

(3) 条例改正の可否について 資料1 18ページ～

(委員長)

今までの議論の中で条例の条文のことも話してきたが、継続審議になっているので、1つずつ、もう一回復習しながら、その可否について議論をしていきたいと思う。

まず、資料に従って、事務局から1つずつ説明をお願いしたい。

(事務局)

今、積み残しになっているのが18ページに継続審議となっている条文を記載している。第25条が先ほど変更なしで決着したので、第7条から8、9、10、11、12、23、31条、そして条例全般が審議の積み残しとなっている部分である。これを、第7条から順次、再度御議論いただき、最後の結論を出すまでに至っていただきたいと思っている。

(委員長)

提案だが、事前に読ませてもらって、市民、市民活動団体、事業者はいろいろ意見がありそうなので、議会、市長、職員のところ、この文章そのものよりも、こういうものがこの自治基本条例の中で要るのかというような意見が出ていたと思うので、よければ第10条から12条までを先にやりたいと思うが、いかがか。

(事務局)

それでは、10条から12条までが、議会、市長、それと職員のそれぞれの役割と責務について記載した部分である。

論点としては、各機関の役割については、特にまちづくり上の役割を書けばよく、10条から12条までのそれぞれの条文の第1項は省略してもよいのではないかということである。

事務局からは、御指摘のとおり、第1項は自治法と重複している。ただ、まちづくりの主体を明確化するために、あえて条例により明文化しているということと、それから佐賀市議会の基本条例で議会の役割と責務を規定しているので、そことの整合性をとっているために明確化した表現を入れているということで御説明差し上げた。

(委員長)

基本的にこの意見としては、10条、11条、12条のいずれも、第1項のところについて書く必要があるかどうかということだけで、それ以外のところについての意見は特になかったと思う。

もっと上位規則にあるやつを一々ここに書くのかというのは当然の御提言だと思うが、特に何もなければこのまましておいてもいいかなという感じはするが。

(E委員)

ほかの条例や法律に定めがあるものをわざわざ書く必要ないと言われたら確かにそうだが、理念条例というのは、権利義務ばかりが来るような条例と違って、やはり市民が読んでわかる、読み物性のある程度持っておかないと、市民の方が、これはそう言えば自治法にもあったと思って、そこから自治法を読む人は普通いない。そうすると、やはり要所でこの役割というのは入っておかないと、条文をながめていったときにつながらない。だから、私はこのままあったほうがいいのではないかと思う。

(委員長)

「職員は何」、市長の補助機関とは何かというような話がずっと議論され、それから市長と議会との間の関係というのは一体どうなっているのかが議論になり、そういうことを1個入れておかないといけないのではと言われたのを記憶している。特に自治基本条例上、問題がなければこのままにしておいて、むしろ下の文章を書きかえる必要があるかどうかについて、何か御質問、御意見はないか。

なければ、このままにしておくという視点で見て、一番難しいのは、第7条から始まる市民等、市民活動団体、それから事業者の3つのところをどう定義していくかが多分問題になって、違和感を持たれるところがあると思うので、1回戻って議論したいと思う。第7条から始めてもらってよろしいか。

(事務局)

市民等の役割及び責務の論点は、「自らの発言及び行動に責任を持ち」の条文が入っていることで、まちづくりに参加しようという気持ちにブレーキをかけているような印象を与えるのではないかということだった。

[以下委員からのコメントを資料に沿って説明]

(委員長)

ここについては、皆さんどう感じられるか。どっちの視点から見るかだと思う。例えば自治会などの地域の組織がなかなか運営できなくなっているようなときに、この自らの発言及び行動に責任を持ち、あなたが自治会長になってくれということを言っているかという視点もあるだろう。今度は私たちがこれを始めたときには、むしろ自治基本条例をやることで、市民が議会とか、市政とかにわいわい言ってくるクレーマー的なイメージが片一方にあって、その両方が何か視点としてあったような気はする。ワークショップをやっていたから、皆様の感じ方がそのまま、どんどん附箋で張り出される。そのときに、1つは、何か動かないことを危惧される人たちもいれば、もっと積極的に責任を持って、まちを動かすのは自分たちだからという人たちと両方あったという感じがする。だから、2つの視点があるというのは本当によく理解できる。これをどう表現して、市民等の役割という形で表現するかということが必要だという気がする。起草委員だっ

た、E委員、ここら辺のところで何か意見を述べていただきたい。

(E委員)

何か私は第2項の2行目の「助け合いの精神をもってまちづくりに参加するもの」というところにクローズアップが来ればいいのだろうと思っており、ほかはこのくらいのおさまりでいいのではと思っている。

(委員長)

結局、自治会長たちがやっておられて感じるのは、いわゆる参加意欲が少ないということは、自分たちの生活とあまり地域コミュニティとかが関係がないという感覚なのか。あるいは生活に追われてそこまでは面倒くさいとか、一緒にやって苦勞されている、特に街なかと田舎は少し違うような気もするが、どういうふうに感じられるか。

(副委員長)

自治会でいろいろな各団体の行事があるが、やはり一番重要な40代、50代の人が非常に少ない。子どもを絡めると親は来るが、そうでない行事にはなかなか参加されない。仕事や子育てが忙しいとかいう人たちをどう引っ張り出していくのかが一番の悩みだ。

また、民生委員の役割責務の文言は非常にきつく一番問題になる。私たちが民生委員を推薦しなければならぬが、いろいろ先に話して了解をとってからその文章を見せる。そうしないと、先に文章を見せたら絶対引かれる。自らの発言と行動と、いろいろな個人情報から全部、結局あなたの責任でやりなさいというような感じのことが書いてある。そうすると、私はもうできないというのがほとんどだ。ただ、これをきっちり皆さんが読んでいただけるのか。そうなれば、こういう書き方も、今の時代、だんだんそういう意識が薄れてくるから、こういうことをきちっと書いたほうがいいのかなという気もしている。佐賀市はまだ自治会加入率が86%ぐらいあるが、だんだん数%ずつ毎年減っていつている。マンションとかアパートとか、そういうのが徹底的に入らない。

(委員長)

お金を払わないのはイメージできるが、ごみ処理とかどうするのか。関係ないのか。

(副委員長)

これは出したらだめだよとは言えない。それと、不動産業者と私たちがコミュニケーションをとらないとだめで、なかなか個人情報を前に出してきて、言ってくれない。国勢調査のときも全然教えてくれない。そうすると、調査をやることが非常に苦痛になってきて、今ちょっと不動産業者と話し合いを持っていくようにしている。これも相当時間がかかるかなと思うが、やはり一つ一つ解決していけば。彼らも人間だから、わかると思いつながらやっている。

(委員長)

防災とかの議論をするときに、誰が住んでいてどういう状況かというのは把握したいと思うが。別に助けなんて要らないということなのか。

(副委員長)

一応自治会としては各町内の個人宅はわかっている。そして、今入院や施設に入られたとかは全部把握している。それと消防団が2年に1回、空き家を含めて調査するし、民生委員が独居とか御夫婦2人とか、高齢者宅の地図を持っている。しかし、今までが民生委員と自治会がうまくいっていないところもある。私たち民生委員は厚生労働大臣から委託されているが、あなたたちは、ただ地域で決めただけじゃないかと考えられている方もおられる。しかし、自治会長が推薦しなければだめなので、その辺の矛盾を、各校区でお互いに民生委員と年に何回か会合を持つことで、少しずつ解決されているみたいだ。そうしないと、先ほど言われた防災とかはできない。そういうことが起こった場合に、民生委員に、要援護者を1人でやれと言っても絶対できない。自治会とか若い人達がどれだけ参加し、やっていくかが大事ということを、話していくとわかる。そうやって人間話し合うとわかっていくので、そういう機会を多く持てるよう、自治会でやっている。

(委員長)

私は専門が防災工学だから、熊本地震のときに益城とかに見に行っただが、確かに損害としては甚大だった。地震工学をやっている私から見ても、物ってこんなに壊れるのかというぐらいにひどかった。ただ、いろんなところで起こる災害のときに、パニックはほとんど起こっていない。やはり地域のコミュニティというものが非常にしっかりしている。

神戸の大震災のとき一番悲惨だった長田区でも、その後の神戸大学の先生たちのレポートを読むと、いわゆるコミュニティが崩壊していないというような感じはすごくする。そこでは共助、いわゆる住民に助けられた人が一番多かったという統計とか出てくる。だから、今から先、少子高齢化していったときに起こる災害というのは、地元が助け合わない限りはもうアウトだ。そういうのは必ずしも災害のときだけではなく、例えば大牟田で徘徊老人を見守るネットワークを地元がつくっているとか。業者とか、商店とかが誰々が徘徊しているみたいだよというのを連絡しあう、私たちはそういう温かいまちをつくらうとしているときに、別に自治会長までやってくれとは言わないにしても、ごみステーションの話にしても、私は市役所と直接やるから、あなたたちは関係ないと言われても。やはりその辺りからつながっていかないといけない。誰がごみステーションを掃除しているのかから始めないとだめだ。私の妻も、自分で立候補してごみステーションを掃除して回っている。そういうことが自治という気がする。自らの発言、行動に責任を持つというのは重過ぎてなかなかという感じもあるかもしれないが、それくらい言わないとだめなのではないかということ。

(事務局)

今、お二人の委員の御意見をもとにすると、地域の役割を担っていただく際に、「自らの発言及び行動に責任を持ち自治会長をしてくれ」というような依頼の仕方はしなれないと思われる。ここの部分を前面に出して広報をしていくものではないということと、「自

らの発言及び行動に責任を持ち」というのは、人間社会を生きる大人の常識的な、そもそも自らの行動、言動に責任を持つのは当然のことぐらいの条文の入れ込み方で、そして、むしろ委員が発言されたように第2項の部分で助け合いの精神を持ってということなどところにスポットを当てて広報していくというところで、ここの部分の重さにこだわり過ぎる必要もないのではというようなことを事務局としては考えている。

(委員長)

事務局はそうだろうが、多分書いた委員たちはあのとき根性を入れて書いたのだよ。今ちょっと重たいと思っているかもしれないが、あのときは、何かそういう意思が働いていたような気がする。

一応、今のところ継続でよければこのままにしておいて、少し議論を進めたい。市民活動団体についての議論の整理をお願いしたい。

(事務局)

第8条市民活動団体の役割及び責務の論点は、「地域における課題の解決」という文言が重い印象を与えている、これがネックになり、内部活動に留まってしまう懸念がある。運用で、公益性のある活動でも十分いいよというふうな広報、説明をしていかないといけないということだった。

[以下、委員からの主なコメントを資料に沿って説明]

(委員長)

市民活動団体にとって「地域における課題の解決」が少し重たいのではないかということだが、これは「及び」でつないでしまったから、何か両方やらないといけないう。あるいは「地域における課題の解決及び地域の活性化に貢献するように努めなければならない」と、こういうところだけがとても強くなっている。ほかのところとの関係で、どうなのか。私たちNPOがどういう意識でつくっているかは、いろいろあるので。任意団体でもあるし、それから地域のそういう団体はどういうふうに頑張ろうとしているかということ。ここで一番言いたいのは、市民活動がまちづくりの中核だと書きたかったのだという気はする。私たちが参加しないと。とにかく、佐賀市がやるべきものの枠組みが物すごく広がっているんで、それを数人の担当がやられて、しかも全域にするということは考えられない。それぞれのところで頑張ろうということだったような気がする。一番のポイントは、地域における課題の解決及び活性化に貢献するように努めなければならないというのが、市民活動団体に課せられた役割としては重過ぎないかというようなことだと思うが、言っていることはわからないでもないという感じのレベル。

では、最後まで行って、後でまた結論づけて。1回議論したことをどの程度整理してきたかということなので、事業者の役割及び責務のところまでやりたい。

(事務局)

第9条事業者の役割と責務についての論点は、事業者の役割は地域社会との調和という非常に消極的な表現になっている。もう少し市民活動団体と同じような具体的な書き方

ができないか。消極的な事業者に協力をお願いし、一緒にやっ払いこうという声かけをするための根拠になるのがこの条文だと思うので、もう少し積極的な文言を入れてもいいと思うということだった。

[以下、委員からの主なコメントを資料に沿って説明]

(委員長)

先ほど前のほうで事業者に対してどういう広報活動をしているかの説明があったが、こちらは事業者の役割及び責務をどういうふうに文章として表現しておくかという議論だと思う。

違いがあるとすれば、第8条の市民活動団体は、いわば中核部隊だと認識しているということ、事業者とはどちらかということそれを補完する、補助するもう少しやわらかな表現になっていると思うが、最初の認識は、事業者とは何だとか、単に事業しているだけで、この自治基本条例の対象者かどうかというような距離からこの形になったとか、まだそんなレベルで。事業者も自治基本条例の非常に重要なメンバーとして認識し、入れたところから始まったような記憶がある。だから、このようなやわらかな文章になっているのかもしれない。ただ、二人の委員がずっと、こんなものではだめだ、もう少し強くしようとずっと言い続けておられたのだけは記憶している。

そういうことを理解した上で、実際にこの文章をどうするか結論は次回にしたい。

そして最後に残っているのが、国際。この議論については、国際に異論はないが、いわゆるダイバーシティというか、いろいろなものをどう表現する、そこまで入れる必要があるかどうかという議論になっていると思う。これは少し時間がかかりそうなので、次回に回してよいか。

そのときに一緒に、今まで議論したことで最終的にこの条文をどういうふうにかきかえるか、書きかえる必要があるかというのを、今までの議論を復習していただいて、少し整理して、大体でよければこのままでいこうという議論になるだろうし、付け加える項目があるだろうかという点でいうと、1つ大きな問題になってきたのは、文化の多様性の理解、ダイバーシティまで広げてはどうかという議論は、これは非常に重要な指摘なので、もう少し時間をかけて議論をしていく。ここに載せるかどうかという、別にこのことの重要性は変わらないので、これをどういうふうにか表現していくかということちょっと一緒に悩んでみたいと思うので。これは、私たちにとっては新しいテーマで、性に私たちが感じている男性女性とは違うもう一つの複雑さがあるということ。この自治のところに入るかどうかはわからないが、そういうテーマがあること自体は間違いないので、そういうものがターゲットにされるだろうと。どこかの自治体では、そういう結婚証明書に近いようなものを出すというようなところもある。そういうところまで自治の範疇が広がってくるということは理解できるので、ここに書くかどうかは別にして、これは協働のところだから、そういうところは別でいこうという議論もあっていいし、少し議論してみたいと思うので、次回それはやらせてもらってよいか。

(事務局)

では、10条から12条の議会、市長、職員の役割及び責務については変更はなしということによろしいか。

(委員長)

余分なことを1個入れておくかどうかだけの話だが、もう入れておくということで決着させて欲しい。

むしろ重要なのは、市民と市民活動団体、事業者、ここの部分についてはまだ少し悩んでみたいと思うし、国際的視野の醸成のところの「国際」だけを切り取って表現しているが、これ以外にもう少し何か表現を加えるべきことはないのかと。国際的な視野というのは、何も国籍によらず、市民生活の中でそういう差別はないということ以外に、もう少し積極的な意味で国際的な視野を持とうと言った記憶があるので、そういう議論の整理をもう一回やりたいと思う。

差別のことはまた別のところで書いてくれというようなことがあるかもしれない。なぜなら、検討会議でもめたのは、外国人の市政への参政権の問題が絡んできて、そこに非常に警戒感を持っている人たちがおられた。だから、そこを少し外して、これから国際的にはいろんな方が来られるだろう。インバウンドも入ってこられるし、定住される方も多い。佐賀大学はたくさんの留学生も来てくれているし、日本人学校が非常に増えてきている。そこまではいいが、佐賀市の参政権を与えるかどうか、私たちはそういうふうに思わなかったが、それを警戒する側からの発言がずっと出てきて、ここの国際的な何とかというところにとどめた経緯もある。10条から12条までは一応このままにしておくということで決着させて欲しい。それ以外のところを次回検討させていただきたい。

(事務局)

それでは、今、委員長からも話があったように、7条、8条、9条まで一応議論いただいたので、この3つの条文については今日の話の内容を少し事務局でもう一度まとめさせていただき、次回結論を出していただければと思う。

今回の委員会の内容は、第5回の検証委員会資料とあわせて議事録としてお送りさせていただきます。

3 事務局連絡事項

第5回自治基本条例検証委員会は3月2日(木)10時から佐賀商工ビル共用大会議室で開催。委員の皆様へは改めて通知する。

4 閉会